

上島町ペット同行避難受入計画

令和8年 3月
愛媛県上島町

目 次

1	計画策定の目的	1
2	避難所で受け入れ可能なペット	1
3	避難所で受け入れできないペット	1
4	同行避難が可能な避難所	1
5	受け入れを制限する避難所	2
6	受け入れ窓口の設置	2
7	身体障害者補助犬等の同行避難	2
8	ペットスペースの設置場所	2
9	ペットスペースの区画	3
10	ペットの飼育管理方法	3
11	飼い主の会等の結成	3
12	日頃からの飼い主の備えについて周知	4
13	地区別避難所のペットスペースの初期設置場所一覧	4

1. 計画策定の目的

災害時に開設される避難所では、多くの被災者が避難生活を送ることとなる。一方で、被災者の中には、犬や猫などのペットを飼育している人もいるが、ペットを飼育していない人、動物が苦手な人や、アレルギーのある人など、様々な方が避難することから、全国における過去の災害では、飼い主と一緒に避難したペットの取り扱いに苦慮する例が見られている。

ペットは家族の一員であるが、避難所に入れば社会の一員でもある。被災者が協力して災害を乗り越えるためには、避難所においてペットが受け入れられるよう適切に管理できる体制を整備しておく必要があるため受入計画を策定する。

2. 避難所で受け入れ可能なペット

被災者全体の安全を確保する観点から、避難所で受け入れ可能なペットは原則として次の通りとする。

- ・被災時点で、家庭で飼育されていたペットであること。
- ・犬、猫、鳥類、小動物（うさぎ、ハムスター）、小型爬虫類など。

3. 避難所で受け入れできないペット

避難所では次の動物の受け入れは行わないこととする。

- ・特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、人命の生命、身体又は財産に害を与えると定められている動物。）
（トラ、クマ、ワニ、ワニガメ、ニシキヘビ、マムシ、鷹など）
- ・人に危害を与える可能性があり、保管に特別な設備が必要となるペット。

4. 同行避難が可能な避難所

上島町地域防災計画で指定されている上島町が管理する避難所（福祉避難所を除く）については、すべて同行避難が可能とする。

ただし、避難所内で飼育管理する同伴避難を可能とするものではない。

また、地域住民が独自に開設した自主避難所については、避難者により判断する。

※「同行避難」とは、ペットとともに安全な場所まで避難する行動を示す言葉に対し、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼育管理することを指す。ただし、同伴避難についても指定避難所などで、飼い主がペットと同室で飼育管理することを意味するものではなく、ペットの飼育環境は避難所の施設や、避難者の状況に応じて判断が必要である。

5. 受け入れを制限する避難所

福祉避難所については、要支援者に対する対応を第1優先とし、同行避難したペットは近隣の避難所等に受け入れを要請する。

ただし、避難所の管理者、運営者が飼育可能と判断した場合はこの限りではない。また、盲導犬等の介助犬については、制限を行わず居住区画に配慮する。

6. 受け入れ窓口の設置

- ・ペットの同行避難者から、受け入れの申し出や避難が確認されたら、受け入れ窓口を設置し、ペットスペースの設置の準備を開始する。
- ・窓口担当者は、避難所開設当初は施設職員又は町職員が行うが、避難者が担当を申し出ることを拒むものではない。
- ・避難所の運営委員会等が整えば、窓口の担当者を避難者から選出し、町への相談や要望等も行うこととする。

7. 身体障害者補助犬等の同行避難

身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された盲導犬、介助犬及び聴導犬との同行避難者については居住区画に配慮し、避難所内（福祉避難所を含む）での同伴避難を受け入れる。

※身体障害者補助犬法では、身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合は、補助犬を拒んではならないことが定められている。

8. ペットスペースの設置場所

避難所は様々な立場の人たちが共同生活を行うため、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人がいる場合や、ペットの鳴き声や毛、臭いなどにより避難者間のトラブルに発展する可能性があることを十分考慮のうえペットスペースを設置する。

【共通事項】

- ・避難所開設初期で、ペットスペース設置前は屋外でペットを管理する。
- ・ペットスペースは原則、人の居住スペースと分けて設置する。
- ・調理場所等の衛生確保が必要な場所からは離して設置する。
- ・清掃を行いやすい場所を選定する。

【屋内設置】

- ・屋内にペットスペースを設置する場合は、臭い、鳴き声が居住スペースに届きにくい十分な距離が確保する。

- ・複数の出入り口が確保され屋外移動の動線が交わらないこととする。

【屋外設置】

- ・屋外に設置する場合には、大きな屋根の下など、日差しや風雨の当たらない場所を選定する。
- ・風雨を避ける場所が確保できない避難所については、構造物やテントをブルーシート等で囲むことによりペットスペースを確保する。
- ・テントが確保できない避難所については、学校関係のテントを借用して設置する。
- ・テントやブルーシート等の借用に関する調整は、避難所を担当する町職員が支援する。
- ・テント等の運搬については、可能な限り避難所運営者で行い町が支援する。

9. ペットスペースの区画

異種の動物を同じスペースで飼育する場合、ストレスで鳴き続けたり、体調を崩す場合があるため、可能な限り動物種ごとに段ボールやシートで区画して、お互いの姿が見えないようにする。

10. ペットの飼育方法

- ・ペットの飼育については、限られたスペースを有効利用するため、ペットは原則としてケージやクレート内（以後ケージ等）で飼育する。
- ・ペットのケージ等や餌は飼い主が用意する。
- ・避難時に持ち運びが難しいケージ等については、避難所開設後に車両等で運搬する。
- ・ペットのケージ等に、飼い主やペットの名前が分かるように掲示する。
- ・ペットの世話やスペースの清掃は責任をもって飼い主が行う。
- ・ペットの餌は、その都度片付け、置き餌はしない。
- ・ペットの散歩は、他の避難者の迷惑にならないように行う。

11. 飼い主の会等の結成

複数のペット同行避難者が居る避難所では、飼い主の会等を結成し、飼い主同士が助け合いながら飼育環境を整えるようにする。

- ・飼い主の会を結成したら、代表者を決めておく。
- ・苦情等があれば解決策を協議し、避難所運営本部等と相談する。
- ・ペット関係の支援物資がある場合は、飼い主の会で管理を行う。
- ・避難所に応じたペットスペースの管理ルールを作成する。
- ・行政支援等が必要な場合の連絡調整を行う。
- ・避難所でのペットスペース確保が困難となった場合は、代替え場所を調整する。
- ・ボランティアや医療支援等の受け入れ窓口となり、連携して活動する。

1 2. 日頃からの飼い主の備えについて周知

災害時に飼い主が、適正な同行避難や、飼育管理が行えるように、平時の備えについて、ホームページや広報等で普及啓発を行う。

- ・ペットのしつけと健康管理について。
- ・不妊・去勢処置について。
- ・ペットが不明にならないための表示について。
(鑑札、迷子札、マイクロチップ等による所有者明示)
- ・ケージやリードを含むペット用避難用品や備蓄品の確保について。
- ・ワクチン接種の実施について。
- ・避難所以外のペット預け先の確保について。

1 3. 地区別避難所のペットスペース初期設置場所一覧

弓削地区

避難施設	所在地	電話	管理者	設置場所・手段等
弓削高齢者生活福祉センター（高浜荘）	上弓削 1907-1	77-2555	社会福祉協議会	福祉避難所
弓削保健センター	上弓削 1907-1	77-3700	上島町	福祉避難所
弓削老人福祉センター	上弓削 218 -2	77-3690	上島町	屋外設置（テントにブルーシートの幕）
弓削小学校体育館	引野 1219	77-2209	上島町	屋外設置（テントにブルーシートの幕）
弓削体育館	明神 1 地先	77-2012	上島町	屋外設置（自転車置き場・テントにブルーシートの幕）
弓削高等学校 体育館・武道場	明神 305	77-2021	愛媛県	屋外設置（自転車置き場・テントにブルーシートの幕）
せとうち交流館	下弓削 1037-2	77-2252	上島町	屋外設置（弓削港の大屋根自転車置き場にブルーシート幕）
弓削商船高等専門学校体育館	下弓削 1000	77-4606	弓削商船	屋外設置（テントにブルーシートの幕）
弓削開発総合センター	佐島 608-2	77-2934	上島町	屋外設置（テントにブルーシートの幕）
上島町佐島体育館	佐島 583	77-2128	上島町	屋外設置（テントにブルーシートの幕）

生名地区

避難施設	所在地	電話	管理者	設置場所・手段等
稲浦集会所	生名 4783	-	上島町	屋外設置（自転車置き場・テントにブルーシートの幕）
二分団集会所	生名 279	-	上島町	屋外設置（自転車置き場・テントにブルーシートの幕）
生名小学校体育館	生名 965	76-2014	上島町	屋外設置（自転車置き場・テントにブルーシートの幕）
海光園	生名 268-1	76-2250	上島町	福祉避難所
生名体育館	生名 1283	76-2730	上島町	屋外設置（テントにブルーシートの幕）
三分団集会所	生名 1270	76-3192	上島町	屋外設置（テントにブルーシートの幕）
生名 開発総合センター	生名 1885	76-2240	上島町	屋外設置（テントにブルーシートの幕）
生名地域交流センター	生名 2111-2	76-3000	上島町	屋外設置（テントにブルーシートの幕）
西浦集会所	生名 3550-1 外	76-2924	上島町	屋外設置（テントにブルーシートの幕）
生名保健センター	生名 2133- 4	74-0911	上島町	屋外設置（テントにブルーシートの幕）
いきなスポレク公園 体育館	生名 4528	74-0906	いきなスポレク	屋外設置（大屋根の下を使用）
蛙石荘	生名 4576	74-0909	いきなスポレク	屋外設置（大屋根の下を使用）
生名老人デイサービスセンター	生名 2133- 3	74-0920	社会福祉協議会	福祉避難所

岩城地区

避難施設	所在地	電話	管理者	設置場所・手段等
岩城開発総合センター	岩城 1254	75-2500	上島町	屋外設置（自転車置き場・テントにブルーシートの幕）
岩城高齢者交流会館	岩城 2215- 4	75-2500	上島町	屋外設置（自転車置き場・テントにブルーシートの幕）
岩城保健センター	岩城 2239	74-3000	上島町	屋外設置（自転車置き場・テントにブルーシートの幕）
岩城高齢者生活福祉センター	岩城 2239	75-3177	社会福祉協議会	福祉避難所

岩城小学校体育館	岩城 2263-11	75-2059	上島町	屋外設置（テントにブルーシート of 幕）
岩城北集会所	岩城 5159	75-2500	上島町	屋外設置（テントにブルーシート of 幕）
岩城総合運動場 体育館	岩城 5585		上島町	屋内設置（廃止プールの更衣室）
知新館	岩城 875	75-2500	上島町	屋外設置（テントにブルーシート of 幕）
県農業育成室指導員 岩城駐在所庁舎	岩城 3570	75-2014	愛媛県	屋外設置（テントにブルーシート of 幕）
小漕集会所	岩城 4788		上島町	屋外設置（テントにブルーシート of 幕）

魚島地区

避難施設	所在地	電話	管理者	設置場所・手段等
魚島開発総合センター	一番耕地 1362-1	78-0011	上島町	屋外設置（テントにブルーシート of 幕）
魚島東集会所	一番耕地 1368-5	78-0240	上島町	屋外設置（テントにブルーシート of 幕）
魚島西集会所	一番耕地 124-3		上島町	屋外設置（テントにブルーシート of 幕）
魚島保健福祉センター	一番耕地 1367-2	74-1120	上島町	福祉避難所
魚島小・中学校体育館	一番耕地 819	78-0305	上島町	屋外設置（テントにブルーシート of 幕）
高井神公民館	二番耕地 436	78-0244	上島町	屋外設置（床下の空間）
高井神集会所	二番耕地 130		上島町	屋外設置（テントにブルーシート of 幕）
旧高井神小・中学校	二番耕地 151		上島町	屋内設置（住み分けが必要）